

議案第 6 5 号

G I G A スクール用コンピュータ（i P a d O S 端末）の処分について

下記のとおり使用済 G I G A スクール用コンピュータ（以下「i P a d O S 端末」という。）を処分するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年三田市条例第 1 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

三田市長 田 村 克 也

記

1 処 分 数 量

8, 0 0 0 台

2 処 分 の 理 由

G I G A スクール構想の推進のため整備した i P a d O S 端末を更新したことに伴い、既存の i P a d O S 端末のうち、不要なものを処分するため。

3 売 払 金 額

6 0, 3 9 0, 0 0 0 円

4 処分の相手方

愛知県大府市柊山町三丁目 3 3 番地

リネットジャパンリサイクル株式会社

代表取締役 黒 田 武 志

処分する i P a d O S 端末の概要

1 機種

- | | | | | |
|--------------------|---------------|------|-------|------------|
| (1) i P a d 第 7 世代 | W i - F i モデル | 32GB | A2197 | 5, 5 0 0 台 |
| (2) i P a d 第 8 世代 | W i - F i モデル | 32GB | A2270 | 2, 5 0 0 台 |

2 付属品

- (1) ロジクール製キーボードカバー
- (2) A C アダプター
- (3) ライトニングケーブル